

## 平成 23 年度 猪名川・藻川河川保全利用委員会報告

平成 23 年度の猪名川・藻川河川保全利用委員会では、3 回の委員会が開催された。その概要は以下のとおりである。

### ■第 1 回委員会 平成 23 年 8 月 22 日（月）

#### 1. 報告事項

- 平成 22 年度猪名川・藻川河川保全利用委員会の議事概要を事務局から説明した。
- 平成 22 年度審議案件の許可更新に関して事務局から報告した。
- 平成 23 年 7 月 25 日、27 日において委員が実施した現地調査の状況を事務局から報告した。

#### 2. 審議事項

- 委員会規約の改正（委員会委員名簿等の一部変更）
  - ・委員の交代と、オブザーバー（関係行政機関）の組織変更について、事務局より説明し、了承を得た。
- 個別占用案件の審議  
平成 23 年 9 月 30 日に占用の許可期限を迎える尼崎市の占用案件、おおぞら広場の許可更新について審議され、次に示す意見がとりまとめられた。
  - ・道路と広場の整備で、まちの空間としては良いものになった。夕陽をみるのにも適した場所である。都市的な景観を楽しめる公園として計画を立案することも考えられる。
  - ・草の生え方などをみると、放置され、さびれた公園のような印象をうける。積極的に植生の管理をされたい。その際には管理目標をたてて、管理していくべきである。
  - ・スケートボードの用具（ジャンプ台）が放置されている状況があり、きっちりした管理体制をとっていただきたい。

#### 3. 猪名川・藻川河川保全利用憲章とチェックリストについて

- 憲章について
  - ・憲章の基本的な考え方について委員会の了解を得た。
  - ・前文の文言は、委員が別途議論して、最終案を作成することとなった。
- 憲章の策定について
  - ・事務局案どおり、委員会が憲章（案）を定め河川管理者が一般からの意見を聴取した後、憲章を制定する手続きが了承された。
- チェックリストについて
  - ・チェックリストの（案）のうち、A-1 の「環境への配慮」を「生物多様性への配慮」に変更する。
  - ・上記の変更を加えた上で、チェックリストを審議資料として運用していくことが了承された。

#### 5. その他

- 服部委員より、河川ではこれまで希少生物に対する保全を重点的に取り組んできたが、今後は外来種対策も十分考慮するべきであるとの意見が出された。
- 片寄委員より、おおぞら広場は尼崎市の名所になる可能性があるところであり、近傍の島の環境を河川管理者と市民が一緒になって変えていくことで、よりよい場がつかれる。積極的に取り組んでほしいとの意見が出された。

1. 報告事項

- 平成23年度第1回猪名川・藻川河川保全利用委員会の議事概要を事務局から説明した。
- 猪名川・藻川河川保全利用委員会規約の改正に関して事務局から報告した。
- ニュースレターの発行を事務局から報告した。

2. 審議事項

○個別占用案件の審議

来年度6月までに許可更新期限を迎える3案件(伊丹市立猪名川テニスコート、第1号猪名川河川敷緑地:伊丹市、猪名川緑地:池田市)の概要について事務局より説明し、審議された。

[伊丹市立猪名川テニスコート:伊丹市]

- 現状の草地のまま駐車場として利用すると荒れ果てた状態となるので、駐車場とするなら一定整備をする方が良いと考える。
- 占用地内だけで、駐車と車両の通行ができるのか。  
→(占有者:伊丹市)現状では難しいかもしれないので、テニスコート部分を削るなどの対策が必要かもしれない。
- (軍行橋下流のスロープから車を出入りさせると説明があったが)日常的に渋滞する箇所、40台もの車がほぼ同時にスロープから出ることになるが、交通面での安全性の確保、誘導等はどのように考えているのか。  
→(占有者:伊丹市)道路の状況からみて、左折(南行き)に出る場合は交通渋滞とは関係ないと考えている。
- 昭和56年からグラウンド利用をはじめ、年間5,000人近くの利用者がどのように(堤内の)駐車場を利用しているのか把握をしているか。近隣の駐車場を利用して現在に至っている状況も認識しておくべきである。  
→(占有者:伊丹市)近傍に6台分の駐車場あり、車で道具等を運んでその6台分の駐車場を使ってもらっている。他には、県立西猪名公園の有料駐車場と大型商業施設がある。大型商業施設にグラウンド利用のために駐車しないようお願いはしているが、実際の駐車状況は確認していない。
- 河川内に駐車することによる治水上の問題と駐車場での占用を認めた場合、他の占用地に波及する危惧がある。河川管理者はどう考えているのか。  
→(河川管理者)平成21年度の審議でも説明したとおり、区域外の駐車禁止、時間外の利用禁止、洪水時の避難、連絡体制等がしっかりしていないと駐車場としての占用は認められない。少なくとも上流にある川西市と同等の管理体制が許可の条件になる。  
→(河川管理者)ここでの駐車場の許可が他に波及するかはわからないが、少なくとも河川整備計画の考え方に照らせば、占用区域の拡大は難しいと考えている。
- そうであれば、川西市の占用地と同等の管理体制をとれるかどうか、駐車場利用の条件になる。  
→(占有者:伊丹市)占用の条件が提示されれば、予算の面の制約もあるが、市としてそれを満足できるように、駐車場として使っていくという方向で調整したい。
- 利用の形態として車が駐車することは仕方がないとも感じているが、駐車場として認めた場合に、適切に管理ができるかが重要になる。この点が明確にならないと許可していいのかの判断が難しい。もう少し事務的なところをつめていただきたい。
- 前回審議意見への対応として、環境に対する取り組みを猪名川河川敷運動広場全体の事業として実施していることを記述しているが、第1、第2運動広場、テニスコートに関係していることを記述すべきである。

- チェックリストでは、周辺地区の生物多様性への配慮が、周辺が自然のままであるとして○となっている。周辺地は外来種が繁茂しており非常に問題になっており、それをどうするのかを考えていただきたい。
- 次回の審議までに管理体制、駐車範囲、周辺の自然環境への配慮、環境の利用の仕方等占有者には検討してほしい。これについて占有者と管理者でも協議していただきたい。

[ 第1号猪名川緑地：伊丹市 ]

- 高水敷の利用として望ましい。伊丹市がやろうとしていること（野球場としての利用を是正し、チガヤを植えたりして緑地化すること）は非常に高く評価される。どんどん進めていただきたい。
- ベンチを置く計画としているが、草地を楽しむための市民の公園とするためには、市民が参画して計画を検討していくことが望ましい。
- チェックリストの横断方向の連続性の確保は占有者、河川管理者ともに○としているが、占用地の水際部には低水護岸が連続しており、連続性確保のための工夫が必要である。
- 周辺施設の生物多様性についても植生をチガヤに置き換えるなどの積極的な対応が必要である。
- 高水敷の草地であるから川と触れ合う施設ではないと考えるのではなく、ふれあう施設として利用してほしい。また、護岸の整備等河川管理者でないとできないことは、河川管理者に要望していくべきである。
- 適当な踏み分け道ぐらいの探索路のようなものを整備すると、自然観察の場として活用できる。
- ベンチをおくかわりに、レンガで囲って、カワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物を植栽することも考えられる。

[ 猪名川緑地：池田市 ]

- 駐車場に関して問題はないのか。
- (占有者：池田市) 占用地の利用者に対応して堤内側に105台分の駐車場を確保して運用している。
- グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮をされたい。
  - 花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。
  - 占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。
  - 横断方向の連続性を確保できそうな箇所については護岸の改善等も検討いただきたい。
  - 運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。
  - 環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。

3. その他

チェックリストと整合させるために、カルテに「持管理計画」について記述する様式とすることを事務局より提案し、了承された。

1. 報告事項

- 平成23年度第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会の議事概要を事務局から説明した。
- ニュースレターの発行を事務局から報告した。

2. 審議事項

- 猪名川・藻川河川保全利用憲章について  
河川敷利用の基本理念として策定する猪名川・藻川河川保全利用憲章の内容について、平成23年度第1回委員会審議終了後に委員間で調整した最終案を確認し、本委員会として、猪名川・藻川河川保全利用憲章を提唱するに至った。
- 個別占用案件の審議  
今回初審議となる1案件(尼崎市農業公園:尼崎市)と、前回委員会からの継続審議となる3案件(伊丹市立猪名川テニスコート:伊丹市、猪名川第1号猪名川河川敷緑地:伊丹市、猪名川緑地:池田市)について、施設の概要ならびに前回委員会での意見を事務局より説明した上で審議され、委員会から最終的な意見書がとりまとめられた。

[尼崎市農業公園:尼崎市]

- 利用者にとっては、堤防法面や道の部分で占用している・いないはあまり関係がなく、一体のものとして見えている。そういう意味では、どこが管理してもよいが、堤防法面の自然に配慮して、一体的な管理を続けていただきたい。
  - 占用許可には直接関係ないが、農業公園の駐車場の設定料金は利用者にとって少し負担があるように思う。
- (占用者:尼崎市)最初の30分は無料としており、短時間での花の観賞等であればその無料時間をご活用いただければと考えている。なお、料金設定については検討の余地があり、農政課内で一度検討してみたいと思う。

[伊丹市立猪名川テニスコート:伊丹市]

- 伊丹市からは占用区域についての具体的な管理体制が出てきたが、問題を、ここを一度開放すると歯止めがきかなくなるということが最大の問題である。例えば軍行橋の下など、占用区域外で駐車しやすい場所にどんどん駐車されてしまうことが想定される。伊丹市の占用区域外に対する河川管理者の見解をお聞きしたい。
- (河川管理者)伊丹市の管理計画における対応(ロープ・看板設置、監視員任命等)をもってしても、区域外への駐車があり、河川管理者が河川巡視によって確認した場合には、しかるべき対応(違反者に対する利用許可取消し措置等)を市へお願いする。
- 占用区域外への駐車の問題については、役所が休みの土・日曜日に個人的なトラブルが起こることが多いと思う。決まった団体だけが利用する駐車場ではないはずなので、その管理は難しいと思う。また、一度許可をしてしまったものをなくすことは、つくることよりも難しいので、もっと慎重に審査した上で考えていく方がよい。
  - 環境学習としてどのように利用するのか具体的な内容がない。結局は運動スポーツ施設利用者に対する駐車場のように見える。
- (占用者:伊丹市)環境学習については、市の昆虫館などが猪名川河川敷を使って自然体験学習を行っている。また、4校ほどの小学校でも河川敷で自然体験学習を年数回実施している現状がある。こうした環境学習への参加には、主に徒歩や公共交通機関を利用しているが、開催場所から遠くの方々はなかなか参加しづらい状況にあるため、駐車場があれば、こうした方々も参加しやすくなるし、そういう要望がある。
- また、管理面については、小学校などに駐車させる場合と同様の管理体制をとれば、トラブルの発生抑制が十分担保できると考えている。

- 駐車場計画がかなり不自然であり、「駐車場」とすることで結局はその周辺一帯が駐車場になってしまう可能性を懸念する。伊丹市の苦勞も理解でき、真摯な回答もいただいたが、河川全体の問題として捉えると、ここを歯止めとして、駐車場は認めない方向で進む必要があると思う。
- 猪名川は高水敷の運動公園としての利用率が非常に高いが、将来目指すべき方向としては、やはり高槻市芥川の事例（津之江公園）のように親水公園化していくような方向だと思う。運動公園をすぐにやめることは現実的に難しいが、駐車場のように運動公園利用を促進させるものをつくることは目指すべき方向に反するので問題であると思う。
- 駐車場に対して懸念していることは他の委員と同様だが、一方で利用者にとって、今の時代には車もある程度必要かなと少し感じているところもある。淀川本川などでも車の進入が許可されているところはあるが、利用者が決められた場所ではなく勝手な場所に駐車している場合も見受けられる。伊丹市の管理計画においてロープ等での明示とあるが、それで十分な管理ができるかというところを非常に危惧している。
- 前回の委員会意見を受けて、非常に細かい管理計画を提出いただいているが、これを実行できるかどうかが一番大きな懸念事項と思う。河川管理者としては、伊丹市の管理計画でうまく運営ができているかのチェックはどういう形で行うのか。  
→(河川管理者) 巡視車両による日々の河川巡視よってのチェックが主となる。巡視は平日・休日のローテーションを組んで行っている。また、巡視報告以外では、一般の方からの電話等による苦情によっても状況を知ることができる。巡視や通報によつて管理計画に違反するような行為があれば、占有者に連絡し即座の対応による是正を求める。
- 公の機関（本委員会）にこのような形で管理計画を提出いただいているので、それができるかどうかを試行的な形でやってみてはどうかという意見だが、他の委員の皆さんのご意見はいかがか。
- 監視員の配置等では占有区域外への駐車を排除するまでには至らないと思う。そうなると、一旦認めてしまえば歯止めがなくなってしまう、という印象を持っている。  
→(河川管理者) 利用者以外の一般車両の進入は想定にない。入ってくるのは利用者の車であることが前提で、決められた場所へ駐車することが前提条件である。もし守られないのであれば、河川管理者としては当然駐車場としての許可はできないと考える。
- 堤防沿いの通路に車止めのような物理的に上流側へ行けないようなものを考える必要があると思う。
- 駐車場における駐車台数が運動利用者の面からの考えに基づいて設定されている。このごろは公共施設でも駐車場を減らし、周辺の有料駐車場を利用するよう変わってきているので、そうした社会的な状況も配慮して考えてもらいたい。
- 委員会の意見としては、多数決的には駐車場開設は難しいということかと思う。  
→(河川管理者) 占有許可の判断に際しては、河川管理者として治水安全度を守るという管理上の面に対しても、本日いただいた意見を考慮して判断していきたいと考えている。駐車場の利用目的については、運動目的だけでなく、自然環境目的での利用も十分想定されるので、今後、占有者の方で利用形態などのモニタリング等の方法を含めて試行的にやってみるということでのご理解はいただけるか。
- 一般利用を考えると、駐車場が満車の場合に通路や坂路などに駐車し始めるといった懸念が払拭されるような形で運営する必要がある、ということが委員の最低限の思いとしてはあると思う。河川管理者にはそういうことを踏まえて許可のご判断をお願いしたい。

[ 第1号猪名川緑地：伊丹市 ]

- 現在、猪名川は外来種率が日本一というような非常に悪い状態にあり、このような場所に河川にふさわしい群落をつくる・復元するという事は非常に望ましいことであるので、博物館としては、既に提供したチガヤ以外にもオミナエシ、キキョウ、ナデシコなど、そういった野草については全面的に提供して協力したいと思う。
- 伊丹市ではここをどういった公園にしようとイメージされているのかお聞きしたい。  
→(占有者：伊丹市) できるだけ川らしい草原、多様な植物が生育する草地広場として考えている。

[ 猪名川緑地：池田市 ]

- 外来種対策に関する記載はあるのでよいと思うが、花壇のことが全然触れられていない。花壇の中の植栽等についてはどのように考えているか。  
→(占有者：池田市) 現状では川らしい植物等の植栽は考慮していなかったが、今後は花壇においても、そうした川らしい植物の植栽について考えていかなければならないと思う。また、運動施設ではなかなか難しいが、児童遊園地や子ども遊戯場、自由広場などについてもそういう植物の群集をつくることを今後考えていきたいと思う。
- 在来種で河川にふさわしい植物を植えるのなら、申し出いただければ博物館で協力・提供する。
- 占有範囲が1.5kmと非常に長く、その間が運動公園として使用されているのは自然環境的には厳しいと思う。例えば高水敷の幅の広い場所については野球場として全面積使用が必要か、自然らしさが出るような別の利用形態は考えられないか。  
→(占有者：池田市) 野球場の外野にあたり、特に頻繁に使う場所ではないが、野球をする上ではコート全面を使用する。しかし、少年野球場やソフトボール場もあるが、そのあたりであれば外野について検討の余地はあると思う。
- 管理用道路が低水護岸沿いに入っているが、こうした大きな分断構造物のあり方についてもできる限り配慮してもらいたい。

[ 委員会からの意見書 ]

取りまとめられた委員会からの最終的な意見書を以下に記載する。

■尼崎市農業公園（尼崎市）

A) 堤防法面の自然に配慮し、堤内側に位置する公園と一体とした管理を継続されたい。

■伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

- A) 駐車場を設置した場合、軍行橋下など占有範囲をこえた無秩序な駐車等が懸念される。
- B) 河川の環境を学ぶ場としての利用という説明が弱く、現状のスポーツ利用の利便性を高めるだけの行為は望ましくない。
- C) 他の河川をみても無秩序な駐車がみられ、この計画は境界の明示が不十分ではないか。
- D) スポーツ利用以外の利用者の利便性等を高める管理計画とはなっていない。
- E) 現時点での管理計画では、適正な管理ができない虞があり、駐車場の設置を認めることは難しい。
- F) 適正な管理にあたっては、河川管理者は占有者と充分連携されたい。

■第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

- A) 高水敷の利用として望ましく、非常に高く評価できる。
- B) ベンチの配置計画の検討には、市民が参画することが望ましい。
- C) ベンチ設置の代替案として、花壇を設けてカワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物での植栽も考えられる。
- D) 踏み分け道程度の探索路の整備などによる自然観察の場としての活用についても検討されたい。
- E) 高水敷にある川とふれ合うための施設として利用されたい。護岸の整備等河川管理者でないといけないことは、河川管理者に要望していくべきである。

■猪名川緑地（池田市）

- A) グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮をされたい。
- B) ベ花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。
- C) 占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。
- D) 運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。
- E) 環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。
- F) 広範囲にグラウンド利用されており、自然環境への影響は少ない。グラウンドとしての利用が少ない箇所（グラウンドの外野など）では、自然に配慮した利用についても検討いただきたい。

3. その他

次年度は、占用許可期限を迎える審議対象案件はないが、5年間の占用期間のうちの間で取り組み状況を報告する案件が6件あることを事務局から説明し、この中間報告案件に関する審議を行うための委員会を1回開催予定であることを報告して、委員会の了承を得た。